

平成二十四年二月二十八日受領
答 弁 第 八 一 号

内閣衆質一八〇第八一号

平成二十四年二月二十八日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出質問主意書への答弁書における広辞苑の引用の是非等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出質問主意書への答弁書における広辞苑の引用の是非等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の答弁書（平成二十四年二月三日内閣衆質一八〇第二号）については、衆議院議員木村太郎君提出野田改造内閣に関する質問主意書（平成二十四年一月二十四日提出質問第二号）において、本年一月十三日に内閣改造を行った理由を問われ、これに関連して野田内閣総理大臣（以下「野田総理」という。）が述べた「最善かつ最強」及び「適材適所」の意味並びに両者の違いについて問われたのに対し、閣僚の人事の考え方については、任命権者である野田総理の発言に尽きるとの趣旨から、「お尋ねについては、平成二十四年一月十三日に内閣総理大臣官邸で行った記者会見において野田内閣総理大臣が述べたとおりであり」との答弁を行ったものであるが、その際、補足的にこれらの言葉の意味を説明するため、広辞苑の該当箇所を引用したものである。これに対し、木村太郎衆議院議員より、衆議院議員木村太郎君提出野田改造内閣に関する再質問主意書（平成二十四年二月十三日提出質問第六五号）が提出されたことから、政府としては、御指摘の答弁書に係る同議員からの御指摘も踏まえつつ、先の答弁書（平成二十四年二月

二十一日内閣衆質一八〇第六五号)において、野田総理の発言に関して改めて説明を行ったところである。
四について

お尋ねについては、質問の内容によつては、広辞苑等の辞典を引用して答弁することもあり得ると認識しているところであるが、政府としては、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第七十四条に基づく質問に対し、誠実に答弁すべきものと考えている。